明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一八七）　一
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三六二）　七
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三六三）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
令和元事業年度財務諸表（独立行政法人北方領土問題対策協会・独立行政法人国立美術館）、弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用、企業年金基金変更関係　一五
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

省令

○厚生労働省令第百八十七号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令第四条第七号」を「令第四条第八号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改める。